

ハラスメントの防止等に関する要綱

(平成11年7月19日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、職場における職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保することを目的として、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動並びに職員が他の職員及び業務遂行に伴う関係者（次号及び第7条第3項において「職員等」という。）を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- (2) パワー・ハラスメント 職場内外における職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は職員等の勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 女性の職員が妊娠又は出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと及び職員の妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関し、職場内外において勤務環境を悪化させる言動をいう。
- (4) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。

- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境や健康が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、次条第1項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 係長及びこれと同等以上の職にある者(以下「管理監督者」という。)は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員に対する指針)

第5条 市長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員が認識すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 任命権者は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第6条 市長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

(苦情相談への対応)

第7条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、ハラスメント苦情相談窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口は、職員の人事を所管する課（以下「人事担当課」という。）とする。ただし、窓口は必要に応じて外部の機関等に委託することができる。
- 3 相談者は、ハラスメントの直接の被害者である職員のほか、相談することについて被害者の職員の同意を得た代理職員及び他の職員に対するハラスメントを不快に思う職員等とする。
- 4 前項の相談者は、窓口に対して、口頭、文書その他適当な方法により、苦情相談を行うことができる。
- 5 苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）は、人事担当課長及び人事担当課長が指名する者をもって充てる。
- 6 相談員が苦情相談を受ける時間は、原則として、桶川市の休日を含める条例（平成2年桶川市条例第1号）第2条第1項各号に規定する市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。

(苦情相談の処理)

第8条 窓口において苦情相談を受け付けたときは、相談者、当事者、管理監督者等に対する助言等を行うことにより、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

- 2 苦情相談に対応した相談員は、聴取により確認した事項及び指導、助言等を行った内容を苦情相談申出受付票（別記様式）に記録するものとする。
- 3 人事担当課は、事実関係の調査を行うため、並びに行方者及び管理監督者に対する指導又は人事上の措置を講ずるため、関係者等と連携をとることができる。

(ハラスメント苦情相談処理委員会の設置)

第9条 窓口で処理することが困難である苦情相談について、ハラスメントに関する事実関係を調査し、当該ハラスメントに係る苦情相談に公正かつ適切に対応するため、ハラスメント苦情相談処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事務)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントに起因する問題の対応及び方針に関すること。
- (2) ハラスメントに起因する問題の再発防止策に関すること。
- (3) ハラスメントに起因する問題を生じさせた職員の有責性及び処分の必要性の審査に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ハラスメントに関し、必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第11条 委員会は、委員長及び委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員は、職員のうちからその都度市長が任命し、その任期は、当該苦情相談に係る報告を終えたときまでとする。

(委員会の会議)

第12条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、会議における審議の結果を市長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第13条 委員会の庶務は、人事担当課において処理する。

(プライバシーの保護)

第14条 ハラスメントに関する苦情相談の対応を担当する職員は、別に

定める留意すべき事項を踏まえ、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないよう留意しなければならない。

(処分等)

第15条 事実関係の調査及び確認の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、事案の内容や程度に応じ、懲戒処分を含む人事管理上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成13年10月16日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年5月29日市長決裁）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する

苦 情 相 談 申 出 受 付 票

相談員		相談員	
所属・職名 氏 名		所属・職名 氏 名	
相談者	部	課（職名）	（氏名）
日 時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分		
方 法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 面談		
場 所			
相 談 内 容	1 事案の区分 <input type="checkbox"/> セクシュアル・ハラスメント <input type="checkbox"/> パワー・ハラスメント <input type="checkbox"/> 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント		
	2 いつ、どこで、何が行われている(いた)のか。(問題とされる言動や経緯を詳細に聴き取り記入)		
	3 誰が関与しているのか。(加害者、目撃者、証人等)		
	4 なぜ、その言動をハラスメントと考えるのか。		
	5 その言動に対して、自ら何らかの対応を行ったか。(加害者への対応、上司や第三者への報告など)		